

4

原本

見 解 書

——江東プライウッド株式会社工場建設事業——

江東プライウッド株式会社

1. 総 括

1-1 事業者の氏名及び住所

江東プライウッド株式会社

代表取締役社長 井 上 博

東京都江東区木場二丁目17番12号

1-2 対象事業の名称

江東プライウッド株式会社工場建設事業

(事業の種類：工場の設置)

1-3 対象事業の内容の概略

本事業は東京都江東区木場にある当社の合板工場をパーティクルボード工場に転換して、同区新木場に移転し、建設するものである。計画の概要は表1-1に示すとおりである。

表1-1 事業計画の概要

工場設置位置	東京都江東区新木場二丁目12番
工場生産品目	パーティクルボード
同 生産量	100 トン/日
同 主原料	木材チップ
工場敷地面積	総面積 1.56 ヘクタール 屋外作業場面積 0.10 ヘクタール 屋内作業場面積 0.63 ヘクタール 木材チップ倉庫 0.10 ヘクタール 緑 地 等 0.21 ヘクタール 等
敷 地 内 建 屋	工場建屋、事務所、熱源室、接着剤工程室、チップ受入作業場およびチップ倉庫
主 要 設 備	木材チップ乾燥炉、熱媒体ボイラー 蒸気ボイラー、接着剤縮合反応施設 チップサイロ、空気圧縮機 等

1-4. 評価書案について提出された主な意見と事業者の見解の概略

評価書案について、都民からの意見書が5通および関係区長からの意見が1通提出された。また、公聴会においては公述人7名から意見の公述がされた。これらの主な意見と事業者の見解の要旨の概略は次のとおりである。

主な意見の要旨と見解の要旨

主な意見の要旨	見解の要旨
東京都市計画及び新木場地区の長期的な将来計画を踏まえた上で、慎重に事業に取り組んでほしい。	本事業の実施に当っては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭の各環境項目について、種々の保全対策を講じており、長期的にも周辺環境に与える影響を極力少なくする計画としている。事業の実施後も規制基準の遵守は勿論のこと、長期的影響も踏まえた環境行政への対応にも常に配慮し、慎重に事業に取り組んでゆくこととする。
原料チップの野積によりチップ及び木粉の飛散が考えられる。野積はやめて、屋内貯蔵とすべきではないか。	関係地域住民より野積チップ飛散に関する多くの意見が寄せられたことを重視してチップの野積を中止し、チップの飛散防止という観点から原料チップは屋内貯蔵に、また、搬入チップの荷降し等の作業も屋内作業とすることとした。これにより、原料チップの飛散に関する問題は解消するものと考えられる。

主な意見の要旨	見解の要旨
工業専用地域であるのに騒音振動の規制を受けないとしているが、周辺環境に対する影響は問題にならないか。	当地区は工業専用地域であるが、現況環境の保全という観点から本工場で使用する機械装置は防音・防振型とし、設備の配置を工夫するなどの対策を施すこととしている。そのため、工場稼動等による影響は騒音・振動とみに小さいものである。
悪臭に関して、関係住民の範囲は江東区全体というように広範囲とするべきではないか。	本工場からの排気等による悪臭の影響については風下5000mの範囲まで予測した。この結果、最大着地濃度の出現地点は大気汚染の影響範囲である風下870m以内であり、その濃度も臭気の認知閾値を下回る低濃度である。それ以上になるとさらに濃度は低くなることから、環境に影響を及ぼす範囲は大気汚染の影響範囲に準じて設定した。

2. 対象事業の目的及び内容

2-1 目的

現在、東京都江東区木場にある当社の合板工場をパーティクルボード工場に業種転換して、同区新木場に移転設置することを目的とする

ものである。

この移転は、東京都木場対策基本方針に基づく、木場地区木材関連企業の新木場（東京港14号埋立地）への大規模移転（木場地区における都市防災への対応、地域住民の公害に対する意識向上への対応、跡地の防災拠点としての利用等を目的とする）に参加するものであり、合板製造業の業況を踏まえて移転の際パーティクルボード工場に転換することとしたものである。

2-2 内 容

(1) 対象事業の位置及び敷地面積等（図2-1，図2-2，表2-1）

(2) 建設工事計画の概要

建設工事計画工程表を表2-2に、建設工事に係る車輛台数等を表2-3に示す。

(3) 敷地内の施設（設備）配置計画（図2-3）

(4) 工場に設置する機器・設備の主要なもの及びその特定施設区分（表2-4）

(5) その他事業内容（生産量、原料及びその使用量、用排水等）（表2-5）

表2-2 建設工事計画工程表

年 月	昭和58年							
	第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月 第9月以降
土 木 工 事	(杭、基礎、整地、残土搬出)				(構内装飾、外構、緑地造成)			
建 築 工 事	(鉄骨、屋根、壁)				(付帯工事他)			
機械据付工事					(屋外機械) (屋内機械)			
輸 送 運 転	(土木資材、残土等)							
	(建築資材等)							
					(機械装置等)			

表 2-1 敷地面積等

建 物	計画敷地面積		備 考
	m ²	%	
工場棟	5282.13	33.9	ボードカッター 主要施設 サンダー
接着剤工程室	411.70	2.6	接着剤混合反応施設 ※ 乾燥ボイラー
事務棟	92.71	0.6	
燃 源 室	52.56	0.3	※ 熱媒体ボイラー
チップ受入作業場 及びチップ倉庫	1471.24	9.4	作業場 485.76 m ² 倉 庫 985.48 m ² (2重計)
小 計	7310.34	46.8	建築基準法の建ぺい率
(うち屋内生産施設)	(6283.72)	(40.3)	工業等制限表 60名以下
屋外生産施設	957.05	6.1	作業場面積7263795以下
緑地および環境施設	2106.00	13.5	
その他(道路・貯蓄・空地)	5222.61	33.5	
合計(敷地面積)	15596.00	100.0	

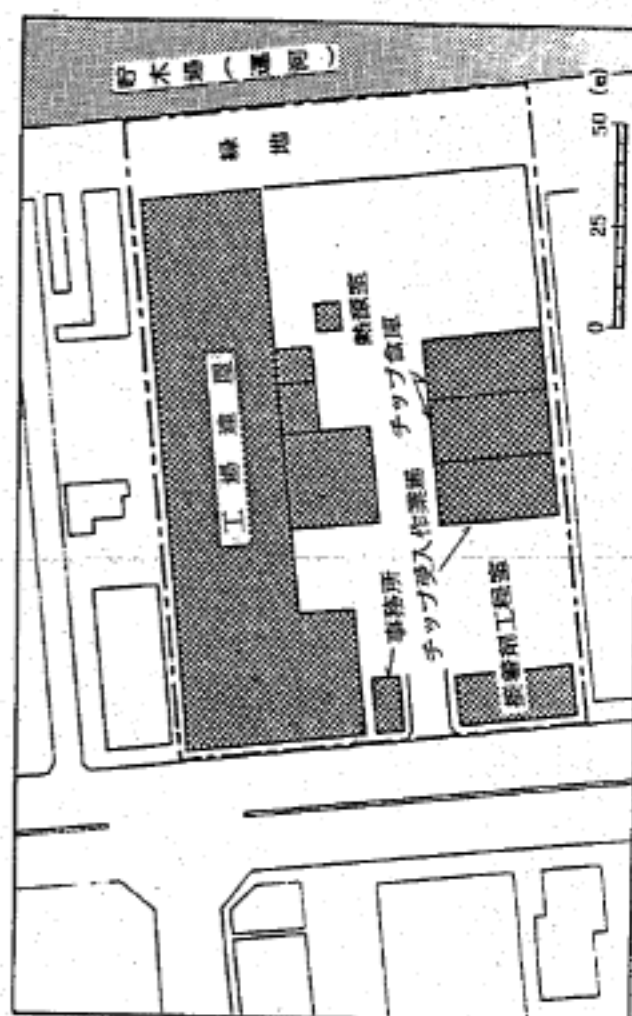


図 2-2 工場敷地平面図

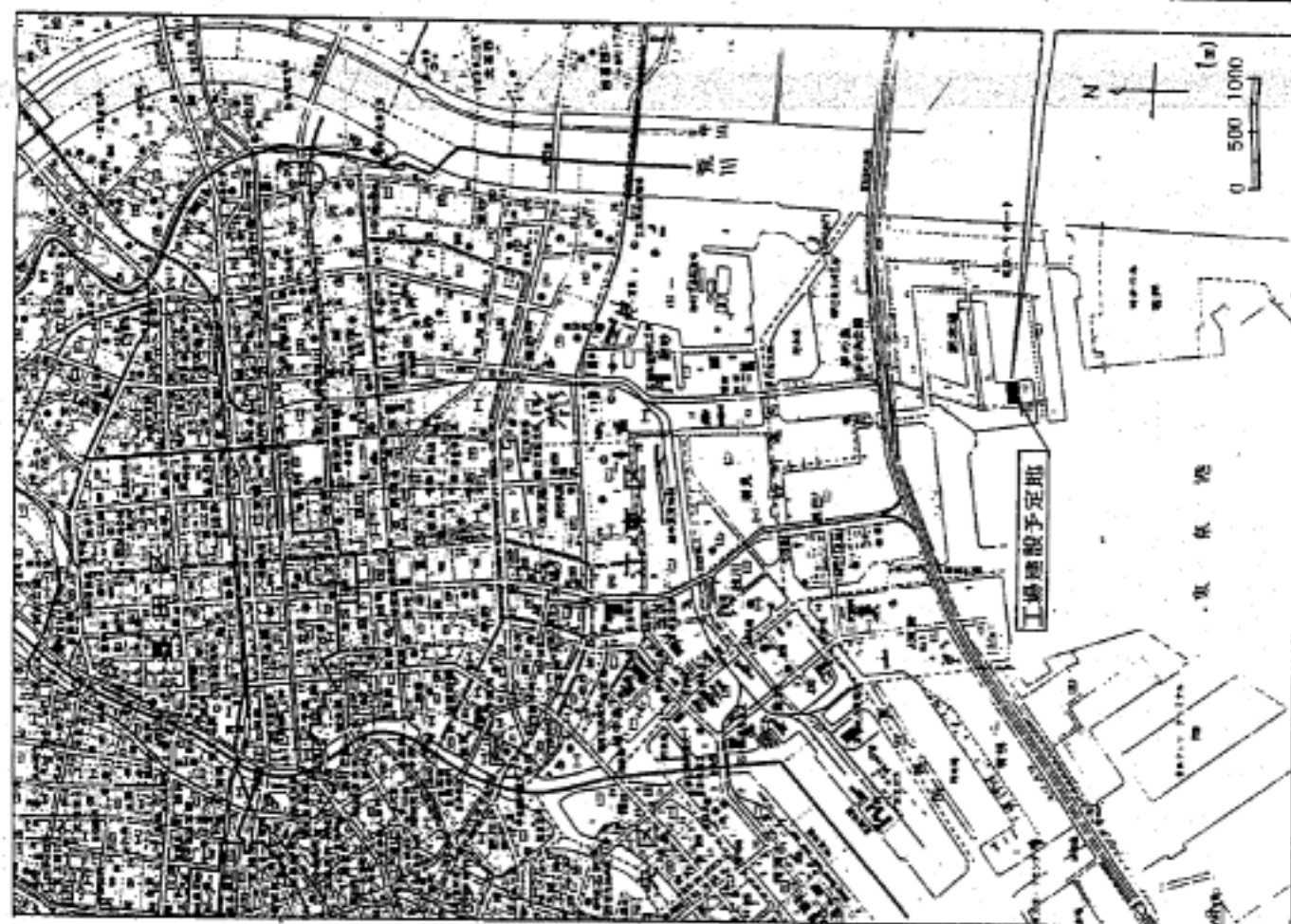
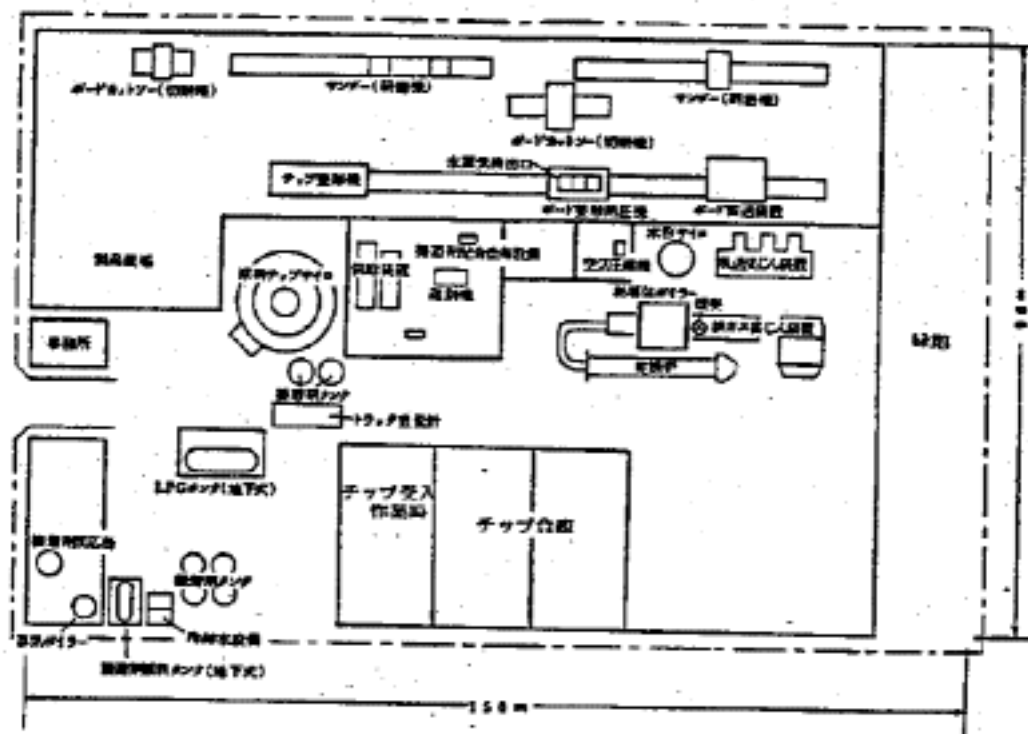


図 2-1 対象事業の位置

表2-3 工事関係車輛等

土木・建築工事中	建設機械	ユンボ（掘削機械）	2	台
		ブルドーザ	2	台
		杭打機（ミルク工法用）	1	基
		ディゼルハンマー（直打工法用）	1	基
		レッカー車（荷おろし用）	2	台
		ポンプ車（コンクリート打設時使用）	2	台
		インパクトレンチ（ボルト締め）	1	機
		モルタル攪拌機	1	基
		ブレーカー（コンクリート削がん機）	1	基
	車輛	大型車類	延 3105	台
		乗用車類	延 3000	台
機械据付・工事装置	機械搬入車輛（大型）		延 108	台
	据付工事用車輛（大型）		延 12	台
	小型トラック・乗用車類		延 720	台



——工場敷地境界

図2-3 敷地内施設配置図

表2-4 主要機器・設備及びその特定施設区分

名 称	形状・能力	台数	動力(KW)	特定施設の区分
チップドライヤー(乾燥炉)	5 (トン/時)	1	260	ばい煙発生施設
熱媒体ボイラー	100万 (kcal/時)	1	71	"
蒸気ボイラー	1.25 (トン/時)	2	20	"
排ガス集じん装置	30000 (Nm ³ /時)	1	60	騒音
バッグフィルター	300 (m ³ /分)	5	275	"
風送装置	140 (m ³ /分) 90 (") 50 (")	3	45	"
ボードカッター(丸のこ)	6フィート幅 4フィート幅	2	59	"
チップフレイカー(削片機)	2.5 (トン/時)	2	374	騒音・振動
空気圧縮機	5.5 (m ³ /分) 0.42 (")	2	52	" "
接着剤縮合反応施設	容量、20 (トン)	1	28	排水排出施設
原料チップサイロ	容量780 (m ³)	1	30	-
ボード熱圧成型機	5 (トン/時)	1	133	-
冷却水設備	78000 (kcal/時) 1170000 (")	2 1	40	-

注) 動力の欄の数値は全台数分の合計値である。

表 2-5 その他の事業内容

項 目	内 容	備 考 ・ 内 訳 等
製 品 名	パーティクルボード	業種：日本産業分類 № 2224 規格：JIS A5908 該当品
生 産 量	100 トン/日	30,000 トン/年
原 料	主原料 木材チップ160 トン/日	平均チップ形状 25mm × 25mm × 5mm 含水分 60%
	副原料 接着剤（自家製造） 約 20 トン/日	接着剤原料：尿素、ホルマリン、メラミン 反応調整剤：苛性ソーダ、メタノール、アンモニア水 塩化アンモニウム、防水剤
燃 料	木 粉 12 トン/日	木材チップ乾燥炉
	LPG 9.6 トン/日	木材チップ乾燥炉、熱媒体ボイラー、蒸気ボイラー
電力使用量	20100 kWh/日	502500 kWh/月
用 水	上水道受水 40 m ³ /日	原料用水、ボイラー用水、冷却水、生活用水
排 水	下水道放流 105 m ³ /日	作業場洗浄水、ボイラー排水、生活排水 ＊用水量から排水量を差引いた残りは、蒸発及び原料用水への還元により、系外への排出を行わない。
輸 送 量	全量トラック輸送 290 トン/日	原料・副資材・燃料搬入車輛：大型 26台/日 製品搬出：大型 15台/日
	工事完了後の工場通勤 車輛 6 台/日	乗用車及び業務用ワゴン （その他の通勤者は都営バス利用）
製造工程	図 2-4 参照	
産業廃棄物 処 理	接着機洗浄水の沈殿物 約 50 kg/月 木粉の燃焼灰 約 2000 kg/月 使用不能の木材チップ 約 500 kg/月	月に1回、業者引取を委託し、都の産業廃棄物 処理場（東京湾中央防波堤廃棄物処理場）で処 分する。

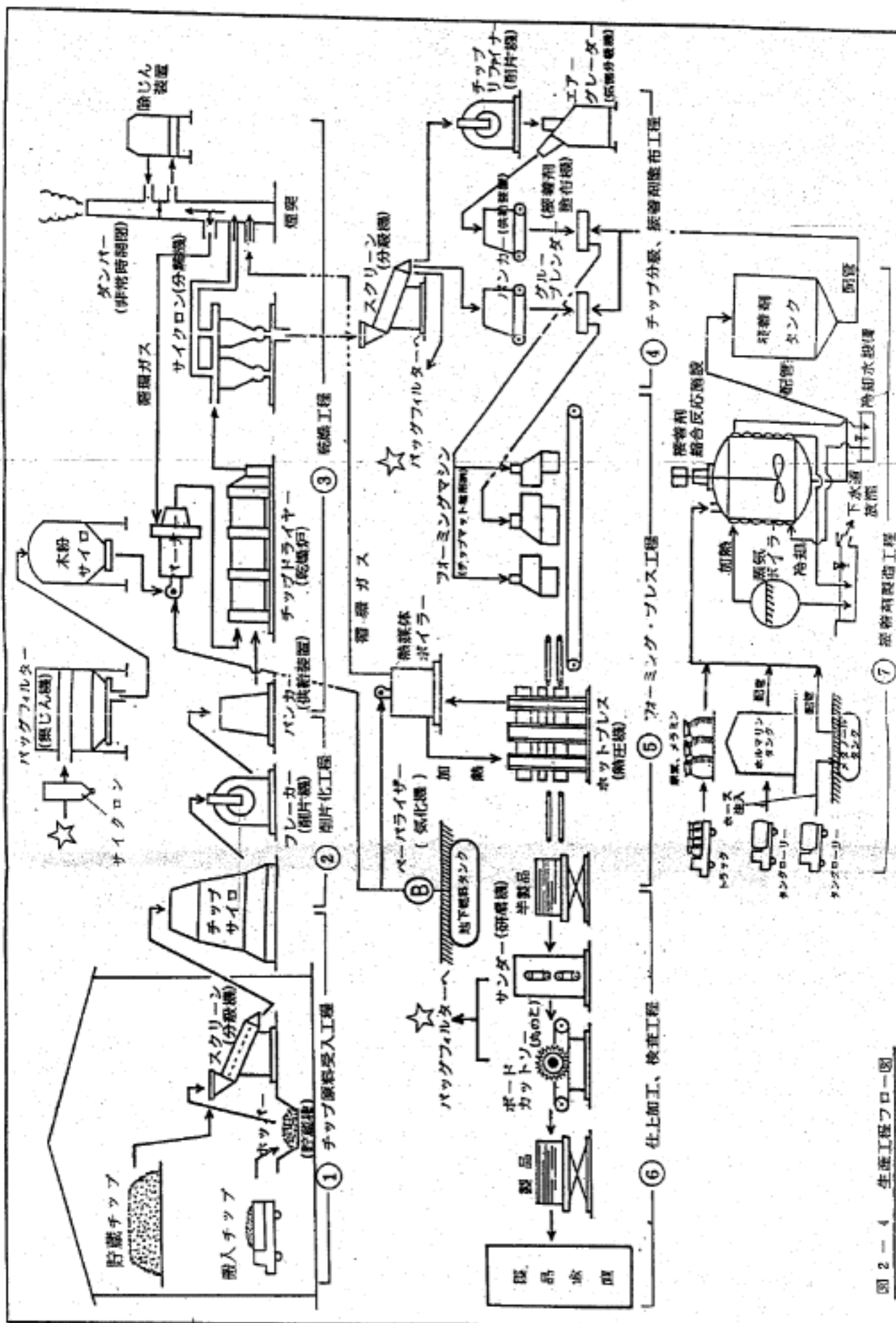


圖 2-4 生産工程ワロ一図